

事業主 殿

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
香川県支部

ショベルローダー等定期自主検査者安全教育のご案内

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

ショベルローダー及びフォークローダー（以下「ショベルローダー等」という。）の定期自主検査を実施する者は、「ショベルローダー等定期自主検査者安全教育実施要領」（昭和62年3月24日付労働省 通達163号）に基づく安全教育を修了することとなっています。

当支部では下記により「ショベルローダー等定期自主検査者安全教育」を実施することといたしましたので、貴事業所における該当者を是非受講させていただき、ショベルローダー等における災害防止に資するようご案内申し上げます。

敬具

記

- 1.日 時 令和3年6月12日（土）
午前8時50分～午後5時00分
- 2.場 所 香川地域職業訓練センター
高松市郷東町587-1 電話 087-882-5464
- 3.受講対象者 A 労働安全衛生法第45条（労働安全衛生規則151条の31）によるショベルローダー等の定期自主検査（年次検査）の業務に従事する者。
B 次の者を含めても差し支えない。
 - 1 ショベルローダー等の月次検査の業務に従事する者
 - 2 ショベルローダー等の定期自主検査を行う業者（検査・整備業）に属する者
- 4.受講内容 ①ショベルローダー等の定期自主検査の意義
②ショベルローダー等の検査に必要な一般的事項に関する知識
③ショベルローダー等の検査の方法に関する知識
④関係法令及び災害事例

- 5.受講料 会 員一人 12,980 円 (教材費及び消費税を含む)
一 般一人 15,070 円 (教材費及び消費税を含む)

6.振込先 受講料につきましては、下記取引銀行へお振込みして下さい。

なお、お申込みの際には、資格証明証の写し、及び他の安全教育を受講されている方は、安全教育修了証（本証）も併せて提出して下さい。

取引銀行 百十四銀行田町支店（普）0861254

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会香川県支部

カナ：シャ）ケンセツニヤクシャリョウアンゼンギジュツキョウカイ

カガワケンシブ

※ 送金手数料は、お振込み者負担となります。

注) 受講料が振込まれた後、受講日 1 週間前に受講票を事務所宛へ送付します。(受講票は忘れずに、受講当日持参して下さい。)

7.申込締切日 令和 3.年 6 月 2 日 (水)

8.申 込 先 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会香川県支部
〒760-0062 香川県高松市塩上町 10-5 (池商はせ川ビル 1 階 113 号室)
電 話 087-837-3668 F A X 087-837-3671

9.受講取消しについて

受講者が受講申込をした後、受講の取消しをした場合の費用については、下記の通り定める。

受講取消しの申請があった日	取消し費用
研修・教育開始の5営業日以前	なし(納付済みの場合は全額返金)
研修・教育開始の4営業日から2営業日の間	教材費を除く受講料(納付済みの場合は教材費を返金)
研修・教育開始の1営業日以降	受講料全額(納付済みの場合であっても返金しない)

※ 受講料の返金の為の振込み手数料は各自ご負担願います。

10.その他 安全教育を受講された方は、教育終了後、当該教育に関する「修了証」をお渡し致しますので印鑑をご持参下さい。

